

令和4年2月21日

会員組合各位

大阪府中小企業団体中央会
会長 野村 泰弘

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について（ご協力、お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本会の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

2月18日、国において、大阪府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として引き続き公示されることを踏まえ、大阪府は第70回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、2月21日から3月6日までのまん延防止等重点措置に基づく要請（府有施設を含む）の延長を決定いたしました。

つきましては、大阪府の要請内容についてご理解いただき、適切な感染防止対策を講じていただきますよう、ご協力よろしくお願い申し上げます。

<要請内容>（「経済界へのお願い」抜粋）

○区域 大阪府全域

○要請期間 まん延防止等重点措置を実施すべき期間（令和4年2月21日～3月6日）

※大阪府が「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されることが条件

○要請事項

- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の削減の取組みや、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- ・国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者は、BCP（事業継続計画）の点検を行い、必要な業務を継続すること
- ・高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- ・業種別ガイドラインを遵守すること

○「まん延防止等重点措置コールセンター」

受付電話番号：06-7178-1398（開設時間：平日9時30分～17時30分）

- 上記要請を含む要請全体の内容については、以下の資料をご覧ください。【大阪府資料】
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38215/00421358/2-1_fuminyousei0218.pdf
- 大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の資料【大阪府ホームページ】
https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/70kaigi.html

<問い合わせ先>

大阪府中小企業団体中央会 総務部総務企画課 TEL 06-6947-4370